

人権に関する主な窓口一覧

群馬県では、人権に関する様々な相談窓口を開設しています。
気がかりなことや困ったことがあれば、遠慮なくご相談ください。

区分	相談内容	機関の名称	お問い合わせ先	相談受付時間等
女性	■男女共同参画	女性のための電話相談 「とらいあんぐるん相談室」	TEL 027-224-5210	火・水・金・日 午前9時～12時、13時～16時 ※月曜が祝日（振替休日含む）の 週は、火曜の相談は休み
		男性電話相談	TEL 027-212-0372	毎月2回 第2・4日曜日 13時～16時
	■配偶者からの暴力 ■人間関係や生活上の悩み	女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	TEL 027-261-4466	月～金曜日 9時～19時30分 土曜日 10時～17時 日曜日 13時～17時
子ども	■子育て支援	こどもホットライン24 (群馬県中央児童相談所)	TEL 0120-783-884 ※携帯電話の方は TEL027-263-1100	24時間対応
	■児童虐待	群馬県中央児童相談所 群馬県北部児童相談所 群馬県西部児童相談所 群馬県東部児童相談所	TEL027-261-1000 TEL0279-20-1010 TEL027-322-2498 TEL0276-57-6111	月～金曜日 8時30分～17時15分
	■教育・子育て相談	県総合教育センター 子ども教育相談室	子ども教育・子育て相談 TEL 0270-26-9200	月～金曜日 9時～17時 第2・第4 土曜日 9時～15時
高齢者	■高齢者の福祉全般	(市町村が設置) 地域包括支援センター	お住まいの市町村役場 お問い合わせください。	お住まいの市町村役場にお問 合わせください。
		障害者110番 (群馬県障害者社会参加推進センターに 設置。人権侵害等に関する相談)	TEL 027-251-1100 FAX 027-255-6275	月～金曜日 9時～15時
障害のある人	■身体障害 ■知的障害 ■精神障害	群馬県障害者権利擁護センター (メール: shougaikenriyogo@gunma-csw.or.jp)	TEL 027-289-3127 (夜間) 080-8910-1011 FAX 027-212-7260	月～金曜日 9時～17時
		■精神障害	群馬県こころの健康センター (メール: kokoro@pref.gunma.lg.jp)	TEL 027-263-1156
外国籍の人	■外国人の日常生活に 関する各種相談	ぐんま外国人総合相談フンストップセ ンター (英語、中国語、スペイン語、ポルトガ ル語、ベトナム語、ネパール語、やさし いほんご。翻訳機: 83言語に対応)	TEL 027-289-8275	月～金曜日 9時～17時 ※言語ごとの対応可能な曜日は県 ホームページでご確認ください。
犯罪被害者等	■総合的対応窓口	群馬県生活こども課	TEL 027-226-2906	月～金曜日 8時30分～17時15分
		群馬県警察本部 犯罪被害者支援室	TEL 027-243-0110	24 時間対応 ※夜間休日は当直対応
	■群馬県警察本部による 相談・犯罪被害者等支援	犯罪被害者相談	TEL 027-221-7777	月～金曜日 8時30分～17時15分
		警察安全相談	#9110 又は TEL 027-224-8080 聴覚障害者FAX相談: 027- 224-8888	24 時間対応 ※夜間休日は当直対応
		性犯罪被害相談電話	#8103又は TEL 0120-271-110	24 時間対応 ※夜間休日は当直対応
	■民間援助団体	公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま	TEL 027-253-9991	月～金曜日 10時～16時
■性暴力被害者支援	群馬県性暴力被害者サポートセンター (Saveぐんま)	#8891 又は TEL 027-329-6125	月～金曜日 9時～17時 ※夜間休日はコールセンターに接続	
インターネット	■誹謗中傷	インターネット上の誹謗中傷相談窓口 (メール: netsoudan@step-gunma.org)	TEL 027-212-0091	月～金曜日 9時～17時 ※電話受付は9時～12時、13時～16時
人権全般	■住宅	群馬県住宅供給公社 ぐんま住まいの相談センター	TEL 027-210-6634 (音声ガイダンス3番)	月～土曜日 9時30分～15時30分 ※法律相談・不動産相談等は事 前に電話でお問い合わせくださ い。
		■人権全般 ■同和問題	群馬県生活こども課	TEL 027-898-2687

※相談受付は原則として、祝日・年末年始は除きます。詳細は各機関にお問い合わせください。

概要版

第2次人権教育・啓発の推進に関する 群馬県基本計画

「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」 基本的考え方

策定の趣旨

群馬県では、平成12年(2000年)5月に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え・行動をとることができる社会の実現をめざし、平成12(2000)年度から平成16(2004)年度までの5年間にわたり、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進しました。

さらに、行動計画の成果と課題を踏まえ、平成17(2005)年度以降の新たな計画として「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定・推進してきました。

この結果、重要課題として盛り込んだ各人権課題に対する正しい理解、認識はある程度進んできましたが、人権問題の多様化・複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきています。

そこで、今回、新たな課題を含め、人権問題に対する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築くことを目的として「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定するものです。

目標

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え・行動をとることができる社会の実現をめざします。

位置付け

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月施行)」及び「(国)人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定)」を踏まえた計画。
- 「新・群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別計画
- 「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」の後継計画

推進期間

令和6年度から令和15年度

目標指標

基本的人権が守られていると思う人の割合: 80% (令和14年度、県民意識調査)

推進体制

- 「群馬県人権施策推進会議」を中心に、国、市町村、関係団体、企業、マスメディア、NPO、ボランティア団体などと緊密な連携、相互協力を図りながら、総合的にこの計画を推進します。
- 地域、家庭等において人権教育・啓発を進めるNPO、ボランティア団体等の活動に対しては、積極的に協力、支援を行います。
- 計画推進状況等について、「群馬県人権教育・啓発推進懇談会」により、幅広く意見等を取り入れ、効果的に計画が推進できるよう図るとともに、広報媒体を通じて広く公開し、県民の皆さんの意見を反映した計画推進に努めます。
- 本県における諸施策の推進にあたっては、この計画の策定の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に配慮するよう努めます。

1 重要課題における人権教育・啓発の推進

～わたしたちの身近なところで今起きている人権問題～

(3) 「高齢者」に関する問題

地域におけるサービスの提供	●地域共生社会の実現 ●高齢者の社会参加の支援 ●介護サービス等の整備と質の確保 ●住まいの確保と住環境整備 ●成年後見制度の普及促進 ●高齢者虐待対応の体制整備 ●高齢者福祉への理解促進 ●認知症支援体制の充実
高齢者の社会参加	
認知症高齢者などの増加	
高齢者虐待	

今後高齢化が進むことが見込まれる中、自宅や地域で安心して暮らせるよう、サービスの提供体制を整備していく必要があります。また高齢者の権利擁護が求められています。

(6) 「外国籍の人たち」に関する問題

異文化に対する相互理解	●多文化共生・共創施策の推進 ●相談体制と情報提供等の充実 ●国際化社会にふさわしい人づくり ●教育面・心理面の包括的な支援 ●多言語対応教材の活用 ●民間ボランティアやスポーツ活動の支援 ●広報、イベント、巡回連絡等
多言語による生活情報の提供	
日本人と外国籍の人たちの交流	

言葉の問題などにより地域での意思疎通が不十分であったり、交流が不足していたりします。

(9) 「犯罪被害者」に関する問題

多岐にわたる被害者のニーズ	●関係機関とのネットワークを活用した支援の促進 ●相談支援体制の充実 ●広報・啓発活動
二次被害	

犯罪の被害者やその家族、遺族は、生命や身体への危害などの直接的な被害に加えて、心身の不調や経済的な問題などに直面します。周囲の心ない言動や報道機関による過度な取材・報道等により名誉や生活の平穏を侵害されるといった「二次被害」にも苦しめられています。

(12) 「刑を終えて出所した人たち」に関する問題

出所者等への偏見	●関係機関と連携した、情報交換や課題の検討、各種施策の推進 ●広報・啓発活動の推進 ●活動に貢献している人や団体の表彰
出所者等の社会復帰	

社会における根強い偏見や差別により就労や住宅の確保等に支障をきたすなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。

(1) 「女性」に関する問題

女性に対する差別	●男女共同参画社会の理念の普及に向けた各団体等との連携 ●男女共同参画の推進のための普及・啓発 ●各市町村及び事業者との連携 ●女性に対する暴力根絶のための啓発活動と被害者支援体制の強化 ●困難な問題を抱える女性への支援体制の強化
配偶者等からの暴力	
多様な問題を抱える女性	

男女共同参画社会の理念が十分浸透していないことが一つの原因であると考えられます。DVの被害者や困難を抱える女性への支援が課題となっています。

(4) 「障害のある人たち」に関する問題

日常生活における障壁	●生活支援と情報提供 ●自立支援と相談体制整備 ●障害の重度・重複化、高齢化対応 ●障害のある人の権利擁護 ●各種啓発事業や研修、表彰の実施 ●社会参加事業の実施 ●障害者虐待防止対策 ●特別支援教育の体制整備・理解促進 ●人権教育の推進
障害のある人たちの社会参加	
障害のある人たちへの偏見や差別	

障害のある人の自立と社会参加への支援、サービスを選べる環境の整備とあわせ、障害のある人に対する理解を促進していく必要があります。

(7) 「HIV感染者等」に関する問題

患者・感染者への誤解と差別	●各種啓発事業の実施 ●利便性に配慮した検査体制の整備 ●世界エイズデー、HIV検査普及週間関連事業 ●学校における啓発 ●新たな感染症に対する啓発の検討 ●医療従事者向けの研修 ●協力医療機関の拡大
相談・検査件数の減少	

HIV感染症をはじめとした感染症に関連した差別をなくすため、正しい知識を啓発普及させる施策を進める必要があります。

(10) 「インターネット」に関する問題

人権侵害となる書き込み	●窓口の設置など相談支援体制の整備 ●インターネットリテラシーの向上 ●インターネット上での差別的表現に対する実効性のある制度確立の国への要望
プライバシーに関する問題	

特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載など、人権を侵害する行為が発生し、被害に遭った人が自死するなどの深刻な問題も発生しています。

(13) 「北朝鮮による拉致」に関する問題

基本的人権の侵害	●国や関係団体等と連携した啓発活動の推進
----------	----------------------

拉致は心身の安全や自己決定の権利をはじめ、あらゆる権利を奪う重大な人権侵害です。解決に向けては、国の断固たる対応は勿論のこと、国民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深める必要があります。

(2) 「子どもたち」に関する問題

児童虐待	●子育ての不安や悩みに対応する相談体制の整備 ●切れ目ない児童虐待対策の充実 ●里親委託の推進 ●いじめ防止のための活動の推進 ●ヤングケアラー支援の充実 ●社会的養護が必要な児童の意見表明支援 ●こども・若者への意見聴取の実施
いじめ	
養育者の子育てに関する悩み	

子どもの人権を擁護し、健全な成長を促すため、虐待やいじめの防止や早期発見、関係機関との連携を強化していく必要があります。

(5) 「同和」に関する問題

根強い偏見や差別	●各種啓発事業の推進 ●市町村・団体と連携した啓発事業 ●人権教育の推進 ●同和地区内外住民の交流 ●えせ同和行為の排除 ●関係機関と連携した差別事案への対応 ●公正採用の周知
えせ同和行為	

今日においても同和問題に関する差別的な発言や行為などの事例が発生しています。あらゆる世代に対して正しい理解を広めていく必要があります。

(8) 「ハンセン病元患者」に関する問題

根強い偏見や差別	●普及啓発事業 ●訪問事業 ●療養所入所者への支援
元患者の社会復帰	

ハンセン病元患者の人たちの尊厳の確立や社会参加を図る上で、今後もハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

(11) 「性的少数者」に関する問題

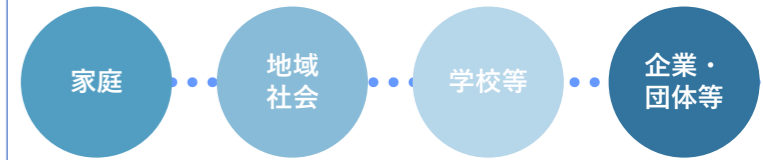
周囲の無理解や偏見	●県民の理解の増進 ●意見交換会や研修会の開催 ●「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」によるサービスの提供 ●相談体制の充実 ●人権教育の推進
-----------	--

性の多様性に関する理解が広がるとともに、法整備も進んできましたが、依然として周囲の無理解や偏見により、性的マイノリティの方々がかんがり苦しみに訴えたりするケースが見られます。

(14) その他の人権問題

プライバシーに関する問題	●国や市町村、関係する団体やマスコミなどとの連携を図り、さまざまな機会を通じた、教育・啓発活動の推進
アイヌの人々	
ストーカー被害	
ホームレス	

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進



家庭	●家庭教育に関する学習機会や子育てに関する情報の提供 ●子育て等の悩みに応える相談体制の充実 ●関係団体等の連携促進 ●子どもの人権が尊重され、保護されるような環境づくりの推進
----	---

人権教育の基礎を育む場として、家庭教育の充実を図ることが重要です。社会全体で家庭教育を支援することが求められています。

地域社会	●県民のライフスタイルに合わせた学習機会の提供 ●人権教育の指導者の養成に係る講座や研修の実施 ●集会所等における人権教育推進事業の実施
------	--

生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の提供の充実を図るとともに、社会教育活動のあらゆる機会を通して、人権教育の充実を図っていくことが重要です。

学校等	●人権教育の推進体制及び指導方法等の充実 ●推進状況調査による各学校及び市町村の実態把握 ●教育課程・指導法等の研究開発 ●教職員の人権感覚を高め、指導力を向上させる研修の充実 ●保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携 ●障害のある人への理解促進 ●インクルーシブ教育システム構築の促進
-----	--

幼児児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることが必要です。

企業・団体等	●企業団体等を対象とした研修会等の開催 ●啓発資料の配付 ●企業団体等の行う研修会等の支援
--------	---

多くの企業や団体ではさまざまな立場から人権教育・啓発を推進しています。今後とも人権感覚に基づいた明るい職場づくりや社会貢献を推進する必要があります。

3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発の推進

差別のない社会、人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人一人が人権に配慮する必要があります。なかでも人権に関わりの深い職業に従事する人たちに対して積極的に人権教育・啓発を推進していきます。	●教職員 ●社会教育関係者 ●医療機関関係者 ●保健福祉関係者 ●警察職員 ●行政職員 ●消防職員 ●マスメディア関係者
---	--